

公 告

公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、鳥取県立倉吉未来中心飲食等施設（喫茶部分）（以下「喫茶」という。）の運営管理に関する企画提案を受けて、喫茶の運営管理を行う者（以下「運営者」という。）を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年4月16日

公益財団法人鳥取県文化振興財団
鳥取県立倉吉未来中心
館長 西川 周介

1 募集内容

「鳥取県立倉吉未来中心飲食等施設（喫茶部分）運営者募集要項」のとおり

2 契約期間

令和6年6月上旬から令和7年3月31日まで

ただし、契約期間が満了する1ヶ月前までに、双方が別段の意思表示をしない場合は、更に1年間継続するものとし、最長は令和11年3月31日までとする。

倉吉未来中心は公益財団法人鳥取県文化振興財団（以下「財団」という。）が鳥取県より指定管理者としてその管理運営を受託（第5期指定管理受託期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日まで）しているものであり、上記指定管理期間満了後も、倉吉未来中心の管理運営を継続して財団が受託した場合、かつ、契約期間が満了する1ヶ月前までに、双方が別段の意思表示をしない場合は、契約期間を次期受託期間の範囲内で更新するものとする。

なお、倉吉未来中心の管理運営に関する協定書により、飲食等施設の運営は指定管理者の業務範囲とされているため、本契約は飲食等施設（喫茶部分）の運営に係る再委託をするものである。

3 参加資格要件

次に掲げる要件を満たす事業者に関し、応募することができる。

(1) 就労系障害福祉サービス(*)を運営する事業所であること。

*就労系障害福祉サービス・・・就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援

(2) 鳥取県中部に事業所を有していること。

(3) 喫茶の営業を行うことができる者であること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

(5) 令和6年4月16日から令和6年5月24日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 令和6年4月16日から令和6年5月24日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 飲食店を令和3年4月1日から令和6年4月16日までの間に2年以上継続して経営した経験のある者であること。

(8) 令和3年4月1日から令和6年4月16日までの間に食品衛生法(昭和28年法第299号)に違反したとして行政処分を受けていない者であること。

(9) 国税・県税を滞納していないものであること。

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員に該当しないものであること。

4 参加申込

本プロポーザルの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。なお、下記（1）ア及びイは鳥取県立倉吉未来中心ホームページ（<http://www.miraichushin.jp/>）（以下「ホームページ」という。）から入手するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 企画提案書（様式第2号）

ウ 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。グループ応募の場合はグループを構成する者すべての証明書を提出すること。

エ 納税証明書（提案書の提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。）

(ア) 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

(イ) 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

(2) 提出期間及び時間

次のアからエまでの書類については、送付による場合はいずれの書類も必着とする。なお、参加表明書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできない。

ア 参加表明書

令和6年4月16日（火）から令和6年5月2日（木）までの間の午前9時から午後5時まで

イ 企画提案書

令和6年5月3日（金）から令和6年5月15日（水）までの間の午前9時から午後5時まで

ウ 登記事項証明書又は身分証明書の写し

令和6年4月16日（火）から令和6年5月2日（木）までの間の午前9時から午後5時まで

エ 納税証明書

令和6年4月16日（火）から令和6年5月2日（木）までの間の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

送付又は持参によること。ただし、送付する場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出部数

上記（1）の提出書類のうちア及びウ、並びにエの書類については各1部。イの書類については6部とする。

(5) その他

喫茶内の現地説明会を令和6年4月23日（火）に実施する。時間については改めて連絡す

る。なお、追加して実施する場合は、改めて連絡するものとする。

5 質問の受付

- (1) 企画提案書の作成に関する質問がある場合は、様式第3号（質問書）を作成し、令和6年4月16日（火）から令和6年4月23日（火）までの間の午前9時から午後5時までに電子メールで提出すること。電子メールによる提出ができない場合には、ファクシミリ又は郵送で提出すること。

なお、様式第3号（質問書）はホームページから入手するものとする。

- (2) 質問への回答については、令和6年4月26日（金）までに順次、ホームページに掲載する。

6 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA4版とする。（図表のみA3版の折込みを可とする。）
- (2) 企画提案書は10枚以内（両面の場合5枚10頁以内）とし、簡潔な記述とすることとし、様式第2号及びカタログ等の資料は企画提案書の枚数に含まない。なお、A3版の折込みは1枚（片面利用で1頁の扱い）に数える。
- (3) 企画提案書に添えてパンフレット等の提出は可とするが、必要最小限のものとする。提出部数は6部とする。

7 書類の提出先及び問合せ先

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5

公益財団法人鳥取県文化振興財団 鳥取県立倉吉未来中心総務部 担当：森安

電話 0858-23-5385（直通）

ファクシミリ 0858-47-0255

電子メール mirai@miraichushin.jp

ただし、受付は会館の休館日を除く、午前9時から午後5時まで。

8 審査について

「鳥取県立倉吉未来中心飲食等施設（喫茶部分）運営者評価要項」に基づき、「鳥取県立倉吉未来中心飲食等施設（喫茶部分）運営者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において、審査及び評価を行う。

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、評価委員が下記（3）評価項目及び評価の主な視点に基づき当該評価項目を個別に採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点による採点を行い、その双方で最も優れた順位を得た者を最優秀提案者とする。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、評価委員の合議により順位を決定する。

(2) 企画提案書の審査

企画提案の審査については、書面審査のほか、評価委員会により企画提案書の内容に基づくヒアリングを行うことがある。その場合の日程及び場所、実施方法等については対象者に別途連絡する。

(3) 評価項目及び評価の主な視点

評価項目	評価の主な視点
ア 目的・基本コンセプトの理解	・喫茶の募集の目的や基本コンセプトを理解し、運営管理にあたってのコンセプトが明確に示されているか。 ・運営管理にあたってのコンセプトを達成するための戦略が明確になっているか。

イ 募集施設の機能及びレイアウト	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶の募集の目的や基本コンセプトを理解し、募集施設の機能及びレイアウトが明確に示されているか。 ・倉吉未来中心及び倉吉パークスクエアで実施されるイベント等の状況に応じて、柔軟に対応できる提案となっているか。 ・アトリウムのオープンスペースにある店舗として、お客様が入りやすい配置となっているか。
ウ 適切な運営管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された募集施設の機能が十分に発揮されるための体制が確保されているか。 ・食の安全及び地産地消の推進を図るとともに、食品の安全性の向上と品質管理の徹底等に努めるような提案となっているか。 ・環境保全や資源有効利用等の推進、利用者や運営従事者の健康を意識した運営に努めるような提案となっているか。
エ 持続可能な施設経営	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶の運営管理に活用できる過去の実績があり、継続的な事業の実施にあたって、収支見込みに無理がなく、継続して施設を運営できる適切な事業計画となっているか。
オ プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、運営管理について簡潔、かつ、分かりやすく提示されているか。

(4) 評価・選定結果の通知及び公表

倉吉未来中心館長は、評価委員会から評価結果の報告を受け運営者を選定するとともに、評価・選定結果を提案者全員に通知するとともにホームページに掲載する。

なお、選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができる。

9 契約の締結

(1) 上記8により選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもってそのまま契約するとは限らないことに留意し、最終的な実施内容については、倉吉未来中心との協議により決定する。協議が不調のときは、上記8(4)により報告を受けた評価結果の上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 運営者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、運営者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に契約を解除するときは、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を支払わなければならない。

また、運営者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者の場合にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 その他

- (1) 提出期限後に提出のあった書類は受理しない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 受理後は、理由を問わずその変更を認めない。提出された書類の内容については、本プロポーザル以外に利用しない。
- (4) 書類の作成・提出、本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出後の書類の追加・修正には応じない。
- (6) 書類の内容に関して、確認又は問合せを行うことがある。
- (7) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 倉吉未来中心は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。
- (8) 提出された企画提案書等は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断で本件以外の用途には使用しない。
- (9) 主なスケジュール（予定）

令和6年4月16日（火）	運営者の募集公告
〃 4月23日（火）	現地説明（希望のある場合のみ）
〃 5月 2日（木）	参加表明書、登記事項証明書又は身分証明書の写し、納税証明書、質問書の提出期限
〃 5月15日（水）	企画提案書の提出期限
〃 5月下旬	評価委員会（書類審査）
〃 5月下旬	評価・選定結果通知
〃 6月上旬	契約締結
〃 6月下旬	営業開始